

京都市防鳥用ケージ購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市内の家庭ごみ集積場所におけるカラスなどによるごみの散乱被害の防止対策として、京都市防鳥用ケージ使用基準（以下「使用基準」という。）で定める各事項を遵守したうえで、防鳥用ケージを購入して使用する者に対する購入助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、使用基準において使用する用語の例による。

(助成対象)

第3条 この要綱により助成金の交付を受けることができるのは、事前に申込み、使用基準第5条で定める事前協議を完了し、市長が送付する防鳥用ケージ購入助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）の受領後に、事前協議した定点で使用するために防鳥用ケージを購入する者又は団体等とする。なお、購入する防鳥用ケージは、形状が使用基準第7条で定める基準を満たしていること。

(助成額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、次の各号のとおりとする。

- (1) 防鳥用ケージの送料等を除く購入価格（消費税相当額を含む。以下同じ。）の2分の1に相当する額とし、1個当たり15,000円を限度とする。
- (2) 助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成限度)

第5条 助成金の交付を受けることができるのは、1定点当たり1回を限度とし、一度に申し込める防鳥用ケージの個数は2個までとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、条例第9条の規定により、防鳥用ケージ購入助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に防鳥用ケージの領収書（品名及びサイズがわかるもの）の原本を添付して、助成金の申込みを行った年度